

下請法や独占禁止法に違反する
おそれのある取引事例(抜粋)

・不況時や為替変動時に、協力依頼と称して大幅な価格低減が要求されている。

・品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引価格が引き下げられている。

・受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映されている。

・自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、取引価格が据え置かれている。

・原材料など自社調達する受注者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、発注者が安価な集中購買価格を踏まえた取引価格を押し付けられている。

・長期にわたり使用されない型を、無償で保管、管理させられている。

・発注数が大幅に減ったにもかかわらず、見積り時の単価で発注されている。

・見積り時に約束した発注ロット数を無視し、発注者の都合で少ないロットが発注されている。

・無償で提供した製品の図面などの技術情報を転用して、発注者が、別の見積り額の安い業者に発注している。

価格転嫁できている？

まずは、どんな取引条件が法令違反の可能性になるのかを改めて確認したい。法令違反例については経済産業省が公開している「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」も併せて参考にしたい。

①合理的な説明のない価格低減要請⇨発注者が自社の予算単価・価格のみを基準にした通常の対価に比べて著しく低い取引価格を不当に定めることとは下請代金支払遅延等防止法(以下・下請法)と私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下・独禁法)に違反する恐れがある。以下のケースが自社で発生している場合は注意が必要だ。チェックしよう。

▽発注者の事情のみをもって、価格の引き下げが要請されていないか。

▽不況時や為替変動時に、協力依頼と称して大幅な価格低減が要求されていないか。

▽品質が異なる安価な海外製品を引き合いに、取引価格が引き下げられていないか。

②原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇の取引価格への反映⇨原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇の取引価格への反映などのため、発注者が長期にわたり使用されない型を無償で保管させるなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがある。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

▽長期にわたり使用されない型を、無償で保管、管理させられていないか。

▽当初想定していいない、保管に伴うメンテナンスなどを無償でさせられたくないか。

▽発注者は、型の廃棄申請に承諾していないか、また、明確な返答を受け取っていないか。

▽発注者が応諾した場合、破棄費用は支払われているか。

④量産品と同じ単価での補給品販売の要請⇨量が

産が終了した補給品支給の契約を結ぶ場合、量産時よりも少量にもかかわらず、量産時と同等単価で発注するなど、取引価格を不当に定めることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがある。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

⑤大量発注を前提とした単価設定⇨大量発注を前提とした見積りに基づいて取引単価を設定したにもかかわらず、見積り時よりも少ない数量を見積り時の予定単価で発注することは下請法や独占禁止法に違反するおそれがある。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

⑥合理的な理由のない指値発注⇨合理的な説明

を考慮せずに、取引価格が定められていないか。

▽給付の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮せずに、取引価格が定められていないか。

⑦発注者が負担すべきコストの受注者負担⇨発注者の都合で取引条件が変更され、それに伴いコストの増加が生じたにもかかわらず、受注者にそのコストを不当に負担させることは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがある。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

⑧発注者の都合により、一括納品から分割納品へ変更し、製品の運賃負担が増したにもかかわらず、従来と同様の下請代金で納入していないか。

▽発注者が、発注時に決定した数量を下回る納品数量で発注を中断していないか。

また、その際にその費用を受注者が負担していないか。

⑨製品の図面などの技術情報の無償提供⇨製造を委託した製品の図面や製造ノウハウなどの技術情報を無償で提供するよう要請するなど、受注者の利益を不当に害することとは、下請法または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下・独禁法)に違反するおそれがある。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

⑩事後的な仕様変更⇨工程追加に要する費用の受注者負担⇨発注者が、自己の都合で発注内容を変更したにもかかわらず、当該発注内容の変更のために受注者が要した費用を全額負担しないなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがある。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

⑪当初の発注から設計や仕様が変更され、追加の作業や当初の納期に間に合わせるための人件費増加などが生じたにもか

かかわらず、追加費用を受注者が負担していないか。

▽当初の発注内容で加工が進んでいるにもかかわらず、作り直しに相当するような仕様変更が指示され、当初の発注内容で製造された仕掛り品の受領を拒否されていないか。

⑫従業員派遣や自社商品購入の強要⇨発注者が、受注者に、従業員を派遣させたり、受注者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることにより、受注者の利益を不当に害することとは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがある。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

⑬派遣費用を負担することなく、自社の従業員を発注者側に派遣させ、発注者の利益にしかからない業務を委託していないか。

▽取引に影響力のある発注側の担当者から、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請されていないか。

本稿では優越的立場のある買い手側による法令違反のおそれのある取引事例を確認してきた。次回が発注者による価格交渉ノウハウを確認していこう。

手形の交付は、下請法に違反するおそれがある。下請代金の支払いについて中小企業庁および公正取引委員会では、「できる限り現金払いとする」ことなどを親事業者に要請している。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

▽手形サイトが120日を超える長期手形(繊維業の場合は90日を超える長期手形)で下請代金の支払いを受けていないか。

▽金融機関から割引を受けられない手形を発注者から交付されていないか。

▽手形の現金化にかかる割引料などのコストを受注者側で負担していないか。

⑨製品の図面などの技術情報の無償提供⇨製造を委託した製品の図面や製造ノウハウなどの技術情報を無償で提供するよう要請するなど、受注者の利益を不当に害することとは、下請法または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下・独禁法)に違反するおそれがある。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

⑩事後的な仕様変更⇨工程追加に要する費用の受注者負担⇨発注者が、自己の都合で発注内容を変更したにもかかわらず、当該発注内容の変更のために受注者が要した費用を全額負担しないなど、受注者の利益を不当に害することは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがある。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

⑪当初の発注から設計や仕様が変更され、追加の作業や当初の納期に間に合わせるための人件費増加などが生じたにもか

かわらず、追加費用を受注者が負担していないか。

▽当初の発注内容で加工が進んでいるにもかかわらず、作り直しに相当するような仕様変更が指示され、当初の発注内容で製造された仕掛り品の受領を拒否されていないか。

⑫従業員派遣や自社商品購入の強要⇨発注者が、受注者に、従業員を派遣させたり、受注者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることにより、受注者の利益を不当に害することとは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがある。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

⑬派遣費用を負担することなく、自社の従業員を発注者側に派遣させ、発注者の利益にしかからない業務を委託していないか。

▽取引に影響力のある発注側の担当者から、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請されていないか。

本稿では優越的立場のある買い手側による法令違反のおそれのある取引事例を確認してきた。次回が発注者による価格交渉ノウハウを確認していこう。

発注者の取引先から返品されたことを理由に返品されていないか。

⑫従業員派遣や自社商品購入の強要⇨発注者が、受注者に、従業員を派遣させたり、受注者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることにより、受注者の利益を不当に害することとは、下請法や独占禁止法に違反するおそれがある。下記のようなケースがあるかチェックしよう。

⑬派遣費用を負担することなく、自社の従業員を発注者側に派遣させ、発注者の利益にしかからない業務を委託していないか。

▽取引に影響力のある発注側の担当者から、受注者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請されていないか。

本稿では優越的立場のある買い手側による法令違反のおそれのある取引事例を確認してきた。次回が発注者による価格交渉ノウハウを確認していこう。

(次号に続く)